

軽自動車(乗用車)について

①適用期間:令和5年4月1日～令和5年12月31日
(令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

対象となる軽自動車		自家用・営業用別	税率		
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)		自家用 及び 営業用	非課税		
燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準達成率		
			55%	60%	75%
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	
			1%		

上記の要件に該当しないものは税率2%になります。

②適用期間:令和6年1月1日～令和7年3月31日

対象となる軽自動車		自家用・営業用別	税率		
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)		自家用 及び 営業用	非課税		
燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準達成率		
			60%	70%	80%
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

上記の要件に該当しないものは税率2%になります。

③適用期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日

対象となる軽自動車		自家用・営業用別	税率		
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)		自家用 及び 営業用	非課税		
燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準達成率		
			70%	75%	80%
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

上記の要件に該当しないものは税率2%になります。

軽自動車(貨物車)について

①適用期間:令和5年4月1日～令和5年12月31日
(令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

対象となる軽自動車		自家用・営業用別	税率		
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)		自家用 及び 営業用	非課税		
燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準達成率		
			115%	120%	125%
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

上記の要件に該当しないものは税率2%になります。

②適用期間:令和6年1月1日～令和8年3月31日

対象となる軽自動車		自家用・営業用別	税率		
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)		自家用 及び 営業用	非課税		
燃費性能 排出ガス性能			令和4年度燃費基準達成率		
			95%	100%	105%
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

上記の要件に該当しないものは税率2%になります。